

備考

- 1 この告示において、単位当たりとは、共済目的の種類ごとに次のとおりとする。

大豆、小豆、いんげん及びそばについては、10キログラム当たり、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃについては、1,000キログラム当たり、ホップ、茶及び蚕繭については、1キログラム当たり

- 2 「担い手交付金交付対象農業者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第2号の交付金の交付を申請する者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当する者を指す。

- 3 てん菜に係る単位当たり共済金額については、その基準糖度が17.1度である組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、表中「単位当たり共済金額の範囲」欄の金額の範囲とし、その基準糖度が17.1度を超えない組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、(1)に定める金額の範囲とし、その基準糖度が17.1度を超える組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、(2)に定める金額の範囲とする。

- (1) 組合員等の基準糖度が17.1度を0.1度下回るごとに、8,830円から50円を差し引いて得た額（以下「最高額」という。）並びに最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。ただし「担い手交付金交付対象農業者」であつて、基準糖度が13.5度以上であるものが耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額に以下の金額の他に以下の金額を追加する。組合員等の基準糖度が17.1度を0.1度下回るごとに、10,980円から110円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等の基準糖度に係る(1)の最高額を超える金額
- (2) 組合員等の基準糖度が17.1度を0.1度上回るごとに、8,830円に50円を加えて得た額並びに最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。ただし「担い手交付金交付対象農業者」が耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額に以下の金額の他に以下の金額を追加する。組合員等の基準糖度が17.1度を0.1度上回るごとに、10,980円に110円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等の基準糖度に係る(2)の最高額を超える金額

- 4 3の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成15年産から平成21年産までの各年産の糖度を基礎として、組合等が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

- 5 さとうきびに係る単位当たり共済金額については、その基準糖度が13.1度である組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、表中「単位当たり共済金額の範囲」欄の金額の範囲とし、その基準糖度が13.1度に満たない組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、(1)に定める金額の範囲、13.1度を超え14.3度以下の組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、(2)に定める金額の範囲、14.3度を超える組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、(3)に定める金額の範囲とする。

なお、下記記載中の「対象生産者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第25条第1項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の交付金の交付を申請する者であつて、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2項に掲げる要件に該当する者と、沖縄県のうち栗国村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町の各区域でさとうきびを生産する者のことを指す。

- (1) 組合員等の基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、3,890円から30円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。ただし、「対象生産者」であつて、基準糖度が5.5度以上であるものが耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。組合員等の基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、20,210円から130円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額
- (2) 組合員等の基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、3,890円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。ただし、「対象生産者」が耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。組合員等の基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、20,210円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額
- (3) 組合員等の基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、4,250円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。ただし、「対象生産者」が耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。組合員等の基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、20,570円に130円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7及び0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

- 6 5の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成15年産から平成21年産までの各年産の糖度を基礎として、組合等が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

- 7 蚕繭の第1区分とは、その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30%未満の者、第2区分とは、種繭収繭量割合が30%以上70%未満の者、第3区分とは、種繭収繭量割合が70%以上の者である。

- 8 平成21年10月27日農林水産省告示第1511号、平成21年10月28日農林水産省告示第1514号及び1515号及び1516号、平成22年3月15日農林水産省告示第434号による。